

# 附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年4月1日現在)

担当部課名	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	内線	25-705
-------	-------------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道障がい者施策推進審議会														
「附属機関」、「常設の懇談会」の別			附属機関												
設置年月日	昭和45年5月21日														
設置根拠	障害者基本法第36条第1項、北海道障がい者施策推進審議会条例														
設置目的	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>道における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する。</p> <p>&lt;所掌事項、議題等&gt;</p> <p>審議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 北海道障がい者基本計画の策定に当たり、意見を述べる。</p> <p>(2) 道における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視する。</p> <p>(3) 道における障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。</p>														
委員構成	<p>1 委員(構成員)数 14名 【定数: 15名】</p> <p>(うち女性委員) 2名</p> <p>(うち公募委員) 名 【公募枠: 名】</p> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由( )</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>意思疎通支援部会</td> <td>16(5)</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア児支援部会</td> <td>9(4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			名称	委員数(うち女性委員)	意思疎通支援部会	16(5)	医療的ケア児支援部会	9(4)						
名称	委員数(うち女性委員)														
意思疎通支援部会	16(5)														
医療的ケア児支援部会	9(4)														
会議の公開状況	<p>公開・一部非公開・非公開・未決定の別</p> <p>公開</p> <p>公開できない理由(一部非公開・非公開の場合)</p> <p>[ ]</p>														